

各自治体における協治・協働への取り組み事例

協働事業提案制度その3

17. 大和市：提案型協働推進事業

概要：提案された協働事業を公開の場で、プレゼンテーション、協議、選定し、協働事業として実施している。

ガバナンスのポイント：条例、協働事業のガイドラインの制定から、一貫して公開と市民参加により決定評価する仕組みがしっかりしている。

■ 協働事業とは

- ・ 市民、市民団体、事業者と市が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業のことです。
- ・ [大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例](#)第12条に定められています。

[協働事業提案制度]

協働事業は、協働事業提案制度により、各公開のプロセスを経て実施されるものです。協働事業提案制度の公開のプロセスには、次のようなものがあります。

- ・ 公開プレゼンテーション（6月）
- ・ 公開調整（6～7月）
- ・ 公開検討会（7月）
- ・ 提言（8月上旬）
- ・ 検討結果報告（8月下旬）

協働事業の進行状況（平成18年4月1日現在）

- ・ 現在、15件の協働事業が協定を結んで進んでいます。
- ・ 3件の事業が終了しています。

出典：大和市ホームページ

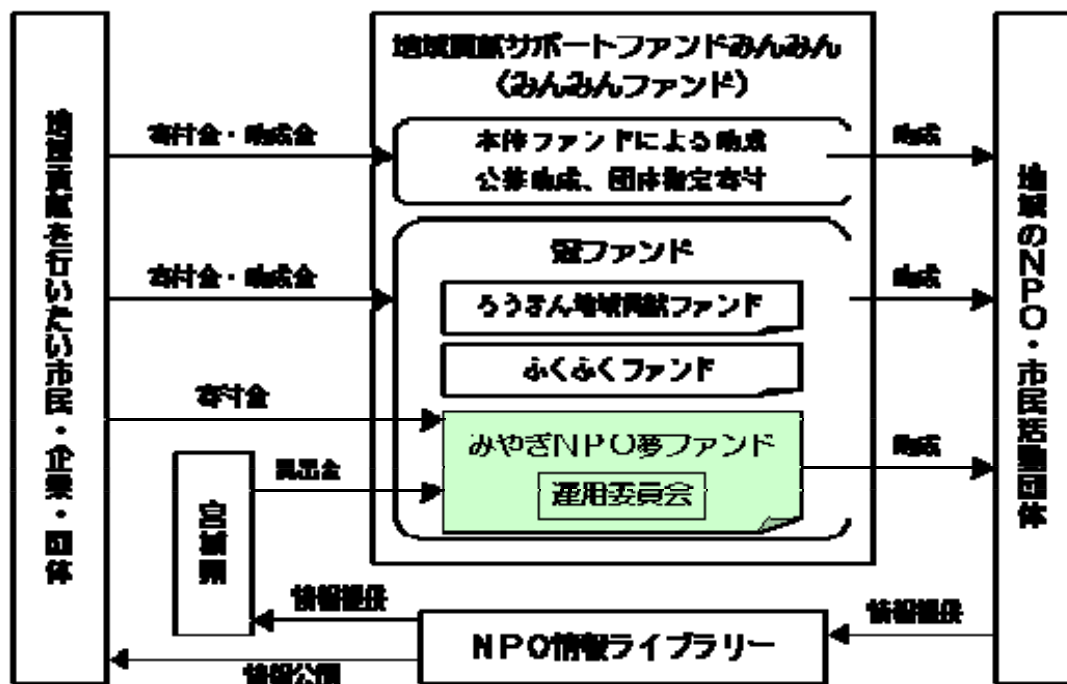
<http://www.city.yamato.lg.jp/katudo/katudo2/jigyuu/jigyuu-top.html>

公共的な活動資金としての基金(ファンド)制度その3

18. 宮城県：みやぎNPO夢ファンド

概要：NPOの活動資金について、県拠出金と市民・企業等からの寄付金を原資とするファンドを、NPOとの協働により設置・運営し、一定年限助成することにより、県内NPOの自主・自律的活動を促進する。

ガバナンスのポイント：「みやぎNPO夢ファンド」は、せんだい・みやぎNPOセンターが2003年7月から運用している「地域貢献サポートファンドみんな(みんなファンド)」内の1プログラム(冠ファンド)として設置された。事務局機能を宮城県とせんだい・みやぎNPOセンターとが分担して担う「官民協働型」のNPO支援基金として運用され、ファンドの運用方針の決定や、助成先の審査などは、地域のNPO関係者、企業関係者、学識経験者などからなる「運用委員会」にて行われている。



<http://www.minmin.org/fund/miyagi/index.htm>

税による市民活動団体支援制度

19. 市川市：市民が選ぶ市民活動団体支援制度

概要： 市民一人ひとりが支援したい市民活動団体に、個人市民税の1%を充てることができる制度。

ガバナンスのポイント： 納税者意識の向上、行政への参加意識の醸成、市民活動の促進など。

広報 **いちかわ** [フォーラム アイ] 46
2005年2月26日号

Forum

市民参加のまちづくりネットワーク

発行：市川市 編集：企画部広報課
〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 TEL：047-334-1111 FAX：047-336-2300
ホームページ：http://www.city.ichikawa.chiba.jp/

あなたも育てる 市民活動

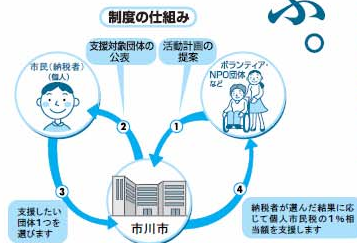


1%の種が100%の実を結ぶ。

4月から、市民（納税者）が選ぶ市民活動団体支援制度（1%支援制度）の団体の選定が始まります。個人市民税の1%相当額を、選んだ団体の支援に充てられるこの制度は、納税者の意識を高め、また、市民が市民活動を支えるという、協働の時代を先取りした制度として、全国から注目されています。すでに団体の応募受け付けを終わり、83団体から申請がありました。これまでは、選定した団体を届ける出る方法として4月発行予定の広報特集号に刷り込んだ返信用封筒を郵送していただくか、窓口においていただくのみで決定していましたが、できるだけ多くの納税者が選定に参加できるように、他の方法でも届けられるようにしました。あなたの税の1%の種が100%の実を結ぶよう、一人でも多くのかたの参加をお願いします。この制度に係る予算は、現在開かれている議会に決定例案を審議されます。制度はの予算の成立を待って実施するものです。

地域に根づく 市民活動に支援を

市川市では、ボランティア活動などの市民活動が非常に盛んに行われてきました。NPO法ができてからは法人化する団体も増え、現在81のNPO法人が市内に事務所を置いています。これらの団体は行政の手が届かない部分、あるいは行政よりも細かい事業を、市民活動団体ならではの地域に密着した活動を展開しています。しかしこれらの団体が設立目的に沿って十分な活動を展開するために、財政的なサポートを必要としている場合が少なくありません。行政が選んだ団体に補助金を支出するといった支援の仕方もありますが、本来はこれらの団体を市民が支えるということが望ましいと考えます。そのために市民の皆さんに団体の選定いただくその団体に對し支援していくのがこの制度です。



また、現行の税制度では市の納税について、納税者が直接その使い道を決めることはできませんが、その意思表示ができるようにすることで、税についての関心を高めたいというのが制度の目的の一つであります。それにより「自らの地域はそこに住む人々が自らつくる」という市民主体の地域づくりを奨励していただくものです。納税者が支援したい市民活動団体を選定することによって、これらの団体の活動に対する関心も高まります。団体も支援を得るためには活動をオープンにしなければならず、さらには活性化しなければならぬという良好な関係が生まれます。ですからこの制度は単に市民活動団体の財政的支援というだけでなく、協働の時代にあつて、市民活動が多く市民に理解され、地域に根付いて、さらに活性化し、行政にはできないような事業を、市民の力で展開してもらいたいという期待が込められているのです。

資料出典：市川市ホームページ

http://www.city.ichikawa.chiba.jp/media/forumi/046_2502.pdf

誰もが気軽にコミュニケーションを図れる場（協働センター）設置その2

20. 調布市：市民活動支援センター

概要：「市民参画による住みつけたいまちづくり」「未来への希望が持てる社会の実現」を目指して、様々な分野の市民活動を支援し、協働のプラットフォーム整備をすすめることを目的として設置。

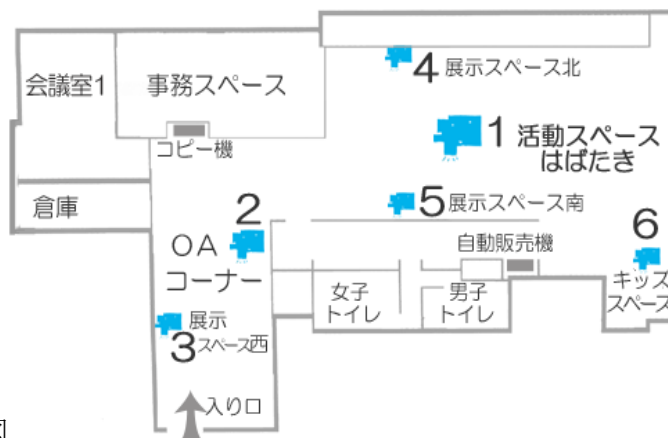
ガバナンスのポイント：単に場所貸し事業だけでなく、活動支援機能というソフト面の充実や第三者による運営評価機能もしっかりしているほか、運営にボランティア、NPOの参加はもちろんのこと、指定管理者に応募した他の団体も管理者決定後に運営に参加している。

センターの事業内容

- 1：市民活動の情報収集・提供に関すること
- 2：市民活動の相談・支援に関すること
- 3：市民活動の連絡および調整に関すること
- 4：市民活動のコーディネートに関すること
- 5：市民活動の調査・研究・提言に関すること
- 6：市民活動団体の立ち上げおよび運営支援に関すること
- 7：市民活動の普及・啓発に関すること
- 8：市民活動の養成・研修に関すること

センターの 設備と活用方法

◇センター見取り図



資料出典：調布市ホームページ

<http://chofu.town-info.com/npo-center/about-center.htm#purpose>

市民参加・市民協働に関する条例制定

21. 狛江市：狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

概要： 狛江市における市民参加と市民協働の基本を位置づける条例として制定

ガバナンスのポイント：いわゆる自治基本条例は、条例制定までのプロセスと制定後の市民参加過程が重要であり、狛江市の条例には市民参加と評価について具体的な方法で盛り込まれている。

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の基本的な考え方

一般に「市民参加条例」は、市民個人が行政へかかわる手続きを規定し、「市民協働条例」は市民団体に対する行政の支援や行政活動の市民団体への委託等の関係を規定するが、本格的な「市民協働」は着実な「市民参加」の土台の上に実現すべきものと考え、この条例では両者を一体のものとして定め、名称も両者を並列して記載することとした。このような両者を一つの条例に定めることは、自治体行政のルールのあるかたとしても、また施行段階における担当部署の役割や審議会運営を明確にする観点からも適切であり、先駆的なものとする。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民参加の手続き

第1節 通則（第5条－第8条）

第2節 審議会等（第9条－第12条）

第3節 パブリックコメント（第13条－第15条）

第4節 公聴会（第16条－第19条）

第5節 その他の市民参加の手続き（第20条－第22条）

第3章 市民投票（第23条）

第4章 市民協働

第1節 市民公益活動団体への支援（第24条－第26条）

第2節 行政活動への参入の機会の提供（第27条－第29条）

第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等（第30条－第34条）

第6章 雑則（第35条）

付則

出典：狛江市ホームページ

<http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/4.0266.1076.html>